

## 鳥取県告示第 52 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成20年3月23日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 申請のあった年月日  
平成20年1月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人サカズキネット
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
本谷 篤
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
倉吉市南昭和町59
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、地域社会に対して自然保護、環境、社会資本整備等豊かなまちづくりを啓蒙し、提言し、地域の人々に対し、未来指向のライフスタイル実現を図ることを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
役員の数及び欠員補充要件